入 札 説 明 書

平成28年度湯元集団施設地区再整備基本計画策定業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

関東地方環境事務所

入札説明書

関東地方環境事務所の平成28年度湯元集団施設地区再整備基本計画策定業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする

本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

- 1. 手続開始の公示日 平成28年11月10日
- 2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 関東地方環境事務所 総務課長 志村 博之

- 3. 業務の概要
 - (1) 業務名 平成28年度湯元集団施設地区再整備基本計画策定業務 (全省庁共通電子調達システム入札対象案件)
 - (2) 業務の目的 特記仕様書による。
 - (3) 業務内容 特記仕様書による。
 - (4) 業務の打合せは全5回とする。
 - (5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書(自然公園編)③設計業務等共通仕様書」(平成27年4月環境省自然環境局)第1章1.28号第1項に示すとおりとする。 ただし、「設計業務等共通仕様書(自然公園編)③設計業務等共通仕様書」(平成27年4月環境省自然環境局)第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- · A 4 版 2 0 0 頁程度、製本 3 部
- ・報告書の電子データを収納した電子媒体(DVD-R) 3式
- (8) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の翌日 ~ 平成29年3月29日

4. 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - 1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において 準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - 2)環境省における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格のうち自然環境共生コンサルタントの認定を受けていること。
 - 3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 4) 平成18年度以降に、次の同種又は類似業務の実績を有すること(設計共同体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

同種業務:国立公園、国定公園または都道府県立自然公園における官民同席の協議会*開催を含めた整備計画策定業務

類似業務:上記公園における協議会*開催を含めない整備計画策定業務*官民同席の検討会は含めるが、整備に関する説明会は含めない。

- 5)管理技術者に技術士(環境部門:自然環境保全)、技術士(環境部門:環境保全計画)、 技術士(建設部門:都市及び地方計画)、技術士(建設部門:建設環境)のいずれかの資 格を有する者を配置できること。
- 6) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- 7) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5. 担当部局

〒330-0618 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2明治安田生命ビル18階 環境省関東地方環境事務所自然環境整備課 山田

電話 048-600-0850 ファクシミリ 048-600-0521

〒321-1434 栃木県日光市本町9-5

日光自然環境事務所 和田 電話 0288-54-1076 ファクシミリ 0288-53-4154

6. 参加表明書

- (1) 参加表明書に関する要件
- ① 参加表明書の提出者に対する要件
 - 1) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種又は類似業務等について、平成18年度以降公示日までに完了した

業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務:国立公園、国定公園または都道府県立自然公園における官民同席の協議会*開催を含めた整備計画策定業務

類似業務:上記公園における協議会*開催を含めない整備計画策定業務*官民同席の検討会は含めるが、整備に関する説明会は含めない。

- 2) 実績として挙げた個々の業務評定点が65点以上であること。ただし、「設計等請負業務成績評定要領の制定について」(平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自総発第080813003号)の対象業務以外の業務は、この限りではない。
- 3) 平成26年度から27年度末までに完了した業務のうち、環境省発注の自然環境共生業務の 平均業務評定点が65点以上であること。

ただし、100万円を超える環境省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

②予定管理技術者に対する要件

外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との旧建設大臣認定(建設経済局建設振興課)または国土交通大臣認定(総合政策局建設振興課又は建設市場整備課)を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。なお、指名通知の日は平成28年11月30日(水)を予定する。

また、予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

- 1) 下記のいずれかの資格を有する者。
 - ・技術士(環境部門:自然環境保全)、技術士(環境部門:環境保全計画)、技術士(建設部門: 都市及び地方計画)、技術士(建設部門:建設環境)のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 下記のいずれかの実績を有する者。

下記に示される同種又は類似業務等について、平成18年度以降公示日までに完了した業務に おいて、1件以上の実績を有する者。

同種業務:国立公園、国定公園または都道府県立自然公園における官民同席の協議会*開催を含めた整備計画策定業務

類似業務:上記公園における協議会*開催を含めない整備計画策定業務

※官民同席の検討会は含めるが、整備に関する説明会は含めない。

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

3) 平成28年11月現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者、ただし、本業務において担当技術者を兼務する場合は、手持ち業務

量(本業務及び特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 平成25年度から27年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注業務の平均技術者評点が65点以上であること。

(2) 入札参加者を指名するための基準

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目(「企業の評価」、「予定管理技術者の評価」)について、技術的能力の審査を行うことを標準とする。

【①企業の評価】

評	価			評价	町の着眼点	⇒π /π ⊢
項	目				判断基準	評価点
参	資	資	技術部門	当該部門の建設コン	下記の順位で評価する。	5 点
加	格	格	登録	サルタント登録等	① 当該業務に関する部門の登録(自然	
表	•	要			環境共生関係コンサルタント業務登	
明	実	件			録)有り、公益法人、独立行政法人、	
者	績		学校教育法に基づく大学又は同等と			
の	等				認められる機関。 : 5 点	
経					② ①以外は選定しない。 :-	
験		専	成果の確	過去 10 年間の同種	平成 18 年度以降公示日までに完了した	15 点
及		門	実性	又は類似業務等の実	同種又は類似業務実績を下記の順位で評	
び		技		績の内容	価する。	
能		術			① 同種業務の実績がある。 : 15 点	
力		力			② 類似業務の実績がある。 :10点	
					③ ①②以外は選定しない。 : -	
	成	専	業 変証定	過去2年間の業務成	 平成 26 年度~27 年度末までに完了した	10 占
	績		点		業務のうち、環境省の発注業務の平均業	10 ///
	順	技	\ <i>T</i> T	/妈	森物のする、原境省の光柱来務の中均米 務評定点により評価する。	
	表	術			① 75 点以上 : 10 点	
	 彰	力			② 70 点以上 75 点未満 : 7 点	
	彩	//			③ 65 点以上 70 点未満 : 4 点	
					④ 評価点なし : 0点	

			表彰等	過去	去 10 年間	の業務	7	平成 18 年度以降公示日	までの同種・類	10 点
				表章	影の有無		似美	業務(成果の確実性の 項	頁目における同	
							種•	類似業務の範囲と同一	である必要はな	
							い。)に係る国、都道府県	、公的団体(公	
							的な	な学術団体等)の表彰(自然環境共生業	
							務に	こ関する)について、表記	彰の内容により	
							評価	 一 す る 。		
							1	国レベルの表彰あり	: 10 点	
							2	都道府県等レベルの表	彰あり: 5点	
							3	表彰なし	: 0点	
	事故	な及び	び不誠実 しんしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	¥	環境省関東	地方環境	竟事	務所長から建設コンサル	レタント業務等	
	な行為 に関し、以一		関し、以下	の措置を	を受	けている期間である場合	合、下記の順位			
				で言	平価を減ず	る。				
				1	文書注意	(参加ā	長明	者の経験及び能力に係る	る評価点満点の	
					50%相当	を減ずる	5)			
				2	口頭注意	(参加ā	長明	者の経験及び能力に係る	る評価点満点の	
					25%相当	を減ずる	5)			
小	計									40 点

【②予定管理技術者の評価】

評	価	評価の着眼点				
項	目				判断基準	評価点
予	資	資	技術者資	技術者資格等、その	業務において必要とされる技術者資格	5 点
定	格	格	格	専門分野の内容	について評価する。	
管	•	要			① 技術士 (環境部門:自然環境保全又は	
理	実	件			環境保全計画)かつ技術士(建設部	
技	績				門:都市及び地方計画又は建設環境)	
術	等				: 5 点	
者					② 技術士 (環境部門:自然環境保全又は	
0					環境保全計画)又は技術士(建設部	
経					門:都市及び地方計画又は建設環境)	
験					: 3 点	
及					③ ①②以外は選定しない :-	
び			継続教育	平成 27 年度の継続	CPD取得単位を評価する。	5 点
能				教育 (CPD) の点数	① 50 単位以上 : 5 点	
力					② 25 単位以上 50 単位未満 : 3 点	

				③ 10 単位以上 25 単位未満 : 1 点	
				④ 10 単位未満 : 0 点	
	専	成果の確	過去 10 年間の同種	下記の順位で評価する。	15 点
	門	実性	又は類似業務等の実	① 平成18年度以降公示日までに完了し	
	技		績の内容	た同種業務の実績がある。 : 15 点	
	術			② 平成18年度以降公示日までに完了し	
	力			た類似業務の実績の実務経験があ	
				る。 : 10 点	
				③ ①②以外は選定しない。 :-	
成	専	業務評定	過去3年間に担当し	平成 25 年度~27 年度末までに完了した	15 点
績	門	点	た同じ業種区分の業	業務について、担当した環境省の発注業務	
•	技		務成績	の平均技術者評定点を評価する。なお、成	
表	術			績評定を受けた環境省の発注業務の業務	
彰	力			実績がない場合には加点しない。	
				① 75点以上 : 15点	
				② 70 点以上 75 点未満 : 10 点	
				③ 65 点以上 70 点未満 : 5 点	
				④ 評価点なし : 0点	
		表彰等	過去 10 年間の技術	過去 10 年間の同種・類似業務に係る国、	10 点
			者表彰の有無	都道府県、市町村、公的団体(公的な学会	
				等) の表彰(自然環境共生設計業務に関す	
				る)について、表彰の内容により評価する。	
				① 国レベルの表彰あり : 10 点	
				② 都道府県等レベルの表彰あり: 5点	
				③ 表彰なし : 0点	
	専	専任性	手持ち業務金額及び	① ②以外の場合 : 10 点	10 点
	任		件数(特定後未契約	② 下記の場合は選定しない。	
	性		のものを含む。)	全ての手持ち業務の契約金額の合計	
				が4億円以上、又は手持ち業務の件数	
				が 10 件以上。	
				(手持ち業務とは、管理技術者又は担当	
				技術者となっている 500 万円以上の	
				他の業務を指す。)	

60 点

【③業務実施体制】

評価	評	価の着目点	₹/
項目		判断基準	評価点
業務実	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する	_
施体制		場合には選定しない。	
		① 業務の分担構成が、不明確又は不自然	
		な場合。	
		② 業務の実施体制に不備・不足がある場	
		合	

合計 10	合計	100
---------	----	-----

(3) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- 配布された様式(様式-1から様式-9)を基に作成を行うものとする。
 文字サイズは10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎Ver. 10 形式以下及びPDFファイル形式に限る。
- ② 複数の申請書類は、全てを一つのファイルにまとめ、契約書等印のあるものや図面等については、スキャナー等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量3MB以内とすること。

(2つ以上のファイルは認めない。)申請書類は、極力ファイルに収めるものとするが、 指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式(電子調達システムとの分割は認 めない)を持参又は郵送による(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)。また、 電子調達システムにより次の内容を記載した書面(様式自由)のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日
- ③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加 表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(4) 関連資料

- ① 6.(1)①1)に示す 同種又は類似の業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(TECRIS)」に登録されている場合は、登録書の写しを提出すること。
- ② 過去10年間に参加表明者が受けた業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。る技術士(○○部門:○○○○)又は○○○○の登録証等の写しを提出すること
- ③ 予定管理技術者に係る平成27年度の継続教育(CPD)の点数が記載されている資料の写し

を提出すること。

- ④ 予定管理技術者が、平成18年度以降公示日までに完了した業務(6.(1)②2)に示す同 種又は類似業務)において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、 業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- ⑤ 予定管理技術者が平成25年度以降公示日までに完了した業務(環境省発注業務(建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務(照査技術者として従事した業務は除く。)を含む))がある場合は、成績評定点を確認できる書類(委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し)を提出すること。
- ⑥ 過去10年間に予定管理技術者が受けた技術者表彰(優秀技術者表彰又は優良業務表彰等) の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- (5) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限:平成28年 11月28日(月)12時。

提出場所: 5. 担当部局に同じ。

提出方法:持参又は郵送(提出期限必着。書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)すること。なお、電子入札を希望する場合は電子調達システムでも提出すること。

7. 非指名理由の説明

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という)を書面により通知する。
- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。
 - 1)受領期限:指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日 に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する。行政機関の休日を含 まない。)後の17時まで。
 - 2) 提出場所: 関東地方環境事務所
 - 3)提出方法:書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、質問書を提出すること。
 - 1) 参加表明書に係る質問

受領期限:平成28年11月11日(金)~平成28年11月24日(木)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)10時~17時まで。(持参の場合は、12時から13時を除く。)

2) 技術提案書に係る質問

受領期限:平成28年11月11日(金)~平成28年12月5日(月)

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)10時~17時まで。(持参の場合は、12時から13時を除く。)

3) 受付場所

 $\mp 330 - 6018$

埼玉県さいたま市中央区新都心11-2明治安田生命ビル18階 環境省 関東地方環境事務所自然環境整備課 山田

電話 048-600-0850

ファクシミリ 048-600-0521

- 4)提出方法:書面は持参又は電送(FAX)により提出し、原本は入札時までに持参又は郵送(提出期限必着)により提出すること。
- (2) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間(休日を含まない。)以内に、電送又は電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。
- ① 参加表明書に係る質問に対する回答:参加表明書提出期限日の2日前 技術提案書に係る質問に対する回答:技術提案書提出期限日の前日
- 9. 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法
 - ① 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針など」をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者 を決める。
- (2) 総合評価の方法
 - ① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値=価格評価点+技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。 価格評価点 = (価格評価点の配分点)×(1-入札価格/予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 予定管理技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針など

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点=60点×(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計= (1)に係る評価点)+(技術提案評価点)

技術提案評価点= (2)に係る評価点)

技術点の満点は、技術点の配点の合計とする

- ④ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記1)、2)により得られた技術評価点と当該入札者 から求められる価格評価点の合計値(評価値)をもって行う。
- (3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。

【①予定管理技術者の経験及び能力】

				評価	 の着眼点	
項	目				判断基準	評価点
予定管理技術者の経験及	資格·実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務において必要とされる技術者 資格について評価する。 ① 技術士(環境部門:自然環境保全 又は環境保全計画)かつ技術士(建 設部門:都市及び地方計画又は建設 環境) :3点 ②技術士(環境部門:自然環境保全又 は環境保全計画)又は技術士(建設 部門:都市及び地方計画又は建設	3 点
及び能力			継続教育	平成27年度の継 続教育 (CPD) の 点数	境) : 2点 : 2点 : 2点 : 2点 : 3 ①②以外は選定しない : - CPD取得単位を評価する。 ① 50単位以上 : 3点 ② 25単位以上 50単位未満: 2点 ③ 10単位以上 25単位未満: 1点 ④ 10単位未満 : 0点	6 点
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種又は類似業務等の実績の内容		9 点
	成績・表彰	専門技術力	業務評定	過去3年間に担 当した業務の業 務成績	平成25年度~27年度末までに完了 した業務について、担当した環境省 の発注業務の平均技術者評定点を評 価する。なお、成績評定を受けた環 境省の発注業務の業務実績がない場 合には加点しない。	9 点

_						
				① 75 点以上	:6点	
				② 70 点以上 75 点未満	: 4 点	
				③ 65 点以上 70 点未満	: 2点	
				④ 評定点なし	: 0点	
		表彰等	過去10年間の技	過去10年間の同種・類似業績	答に係る国、	6点
			術者表彰の有無	都道府県、市町村、公的団体	(公的な学	
				会等) の表彰(自然環境共生設	計業務に関	
				する)について、表彰の内容に	より評価す	
				る。		
				① 国レベルの表彰あり	: 3点	
				② 都道府県等レベルの表彰あ	り: 2点	
				③ 表彰なし	: 0点	
	1	専 専任制	手持ち業務金額	① ②以外の場合	: 3点	3 点
	1	任	及び件数(特定	② 下記の場合は選定しな	٧١°	
	ŕ	制	後未契約のもの	・全ての手持ち業務の基	契約金額の	
			を含む)	合計が4億円以上、又に	は手持ち業	
				務の件数が 10 件以上。		
				(手持ち業務とは、管理	技術者又	
				は担当技術者となって	いる 500	
				万円以上の他の業務を	·指す。)	

小計	36 点

【②実施方針】

₹ <i>1</i>		評価点	
評価項目		判断基準	
実施方針•	業務の実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場	12 点
実施フロー・		合に優位に評価する。	
工程表·		業務実施手順を示す実施フローの妥	
その他		当性が高い場合に優位に評価する。	
	業務の工程表等	業務量の把握状況を示す工程計画の	12 点
		妥当性が高い場合に優位に評価する。	
小計			24 点

[※] 業務の実施方針、業務の工程表の記述量は、それぞれで原則A4・1枚とする。

(4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

10. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、様式 $-10\sim11$ に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 実施方針・実施フロー・工程表その他

本業務に関する「業務の実施方針(実施フローを含む)」及び「業務の工程表」の記載に あたっては、それぞれにつきA4・1枚で簡潔に記載すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限:平成28年12月7日(水)17時。

提出場所:5. に同じ。

提出方法:持参又は郵送による(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る)。

11. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時:平成28年12月13日(火) 11時

(2)場所:埼玉県さいたま市中央区新都心11-2明治安田生命ビル18階 環境省 関東地方環境事務所 会議室

12. 入札方法等

- (1) 入札書は、11(1)の日時までに電子調達システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成28年11月28日までに環境省入札心得に定める様式2-②により書面を提出すること。書面により入札書を提出する場合は、11(1)の日時及び場所に、環境省入札心得様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁:関東地方環境事務所)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証法とよる保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

14. 開札

入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

電子調達システムにより入札書を提出した場合は、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

15. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に 虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び別冊「環境省入札 心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行 った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時において指名停止を 受けているものその他の開札の時において4. に掲げる要件のないものは、指名されるため に必要な要件のない者に該当する。

- 16. 手続における交渉の有無 無
- 17. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18. 支払条件

前金払の有無:有

- 19. 火災保険付保の要否 否
- 20. 苦情申し立てに関する事項

本手続に関し、契約担当官に対して苦情を申し立てることができる。

21. その他

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省 入札心得」を遵守すること。

- (3) 落札者は、参加表明書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。
- (4) 部局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等(以下「発注工事等」という。) において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (5)(4)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (6)発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議すること。
- (7)当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に 誓約の上参加すること。また、誓約事項に誓約する旨を参加表明書及び入札書に明記する こと。
- (8)電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通調達システムホームページアドレス https://www.geps.go.jp/ へルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日8時30分~18時30分 ただし、入札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には前記5の場所に連絡すること。

- (9) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (10) 参加表明書、技術提案書及び履行確実性の審査のための追加資料の作成に関する費用及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- 参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合
- (12) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。

(13) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病体、 死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であると の発注者の了解を得なければならない。

- (14) 本業務について、発注者が見積を取得して歩掛を作成する場合、作成した歩掛を入札日前日から起算して5日以前に入札参加者に開示することがある。
- (15) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の実施計画書に適切に反映するものとする。
- (16) 実施計画書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。
- (17) 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した実施計画書の作成のために、業務の 具体的な実施方法について提案を求めることがある。